

令和 5 年
桜井市農業委員会
7 回
定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 12 日 (水) 9:30～

2. 開催場所 本庁舎 大会議室

3. 出席委員 22 人

1. 榑原 雅彦	2. 橋本 和三	3. 高橋 秀壽	4. 森田 周克
5. 細田 周作	6. 箕輪 周治	7. 堀田 光郎	8. 西川 武男
9. 新井 博子	10. 藤本 俊彦	11. 澤 伸嘉	12. 中畑 博
13. 山本 廣幸			

【農地利用最適化推進委員】

	2. 吉岡 靖雄	3. 畑中 正美	4. 裏出 憲央
5. 河合 信弘	6. 上之家 成和	7. 南浦 正敏	8. 辻谷 恵一
9. 榑井 利行	10. 上田 博		

4. 欠席委員 0 人

【農業委員】

【農地利用最適化推進委員】

5. 議事次第

報告第	7 号	農地法第5条第1項第6号の届出について	6 件
		使用貸借による権利にかかる合意解約について	4 件
		畑作転換届出について	1 件
議案第	21 号	農地法第3条申請について	5 件
議案第	22 号	農地法第4条申請について	2 件
議案第	23 号	農用地利用集積計画の決定について	

6. 会議の概要
事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和5年第7回定例総会を開会いたします。

山本会長

それでは始めに、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

みなさん、おはようございます。7月に入りまして、熱中症や自然災害など一年で一番危険で心配な時期に入りました。先日から九州の方は水害で大変な事になっている一方で、他の地域は猛暑となっています。体調にはくれぐれもご注意ください。

この度任期が7月19日までということで、本日が最後の定例総会となりました。3年間本当にありがとうございました。この3年間コロナの影響で親睦会などコミュニケーションをはかる機会が全く持てず、実務だけの3年間となってしまう残念に思っています。

皆さん方が地域に帰られましても、指導的立場になっていただいて、新しい農業委員会にご指導・ご鞭撻を賜りますよう今後ともよろしくお願い致します。では最後の審議よろしくお願い致します。

事務局

本日、出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

議長

桜井市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

議長

【異議なし】

それでは、議事録署名委員は、6番箕輪委員、7番堀田委員をお願いいたします。

議長

それでは、議事に入ります。

事務局

報告第7号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

議長

【報告第7号を議案書をもとに朗読】

推進委員9番榊井委員

ただいまの報告第7号について、ご意見等ございますか。

サポートセンターとの使用貸借による解約の件についてお尋ねします。貸人の***は***歳と高齢ですが、農業をされるということですか。

併せて、***の件についても今後どうされるか教えていただけますでしょうか。

事務局

新屋敷***と大泉***については現在把握できていませんが、大泉***と大泉***の2筆については基盤法での新しい借りが決まっています。

議長

他に何かございますか。特に発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

議長

議案第21号「農地法第3条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第21号を議案書をもとに朗読】

農地法第3条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

議長

それでは、巡回していただきました、農業委員6番箕輪委員からご報告をお願いします。

農業委員6番箕輪委員

報告致します。まず1件目は地図ページ7です。***の横から高家への道をしばらく行って左に入ってすぐの所です。大きい倉庫を取り除いて農地にもどした状態で、状況は綺麗な更地でした。

2件目は地図ページ8です。***の西の檀原市との境界に面したところです。周辺農地は田植えされていましたが、この2筆については昨年落ちたもみが実を出したような状況でした。譲受人が水田として適正管理するものと思います。

3件目については2件目と同じ状況でした。隣接水田は譲受人が田植えをされています。本件について周辺一帯管理を都合よくなされるものと思います。

4件目は地図ページ9です。国道169号線***交差点を***の方に行ったところを***方面へ右に折れ、さらに***方面に向かって左へ上っていくと、その道路沿いにあります。この2筆については、道路沿いは水田をされており、その奥は畑をされていましたが、適正に管理されていました。

5件目です。地図ページ9です。4件目の現場より少し上の方へ行った道路の右側です。ずいぶん広い一帯の土地です。半分は、長らく耕作されていないと思われる水田に大きい草が生い茂っていたのを、綺麗に草刈りされました。残り半分は植木をされていて公園のように綺麗に管理されている様子でした。

議 長 それでは、受付番号1番について農業委員10番藤本委員からご報告をお願いします。

農業委員10番藤本委員 この案件について、譲渡人の***は元々生田の出身で、現在京都にお住まいで***歳と高齢です。譲受人の***は畑をされていて、直売所に持って行ったりしておられます。塗装業をされています。ここに倉庫を建ててしまったが、取り壊しをされました。4月から下限面積が撤廃になったため所有権移転をするようになったとのことです。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては新設農家になりますので、面談を行いたいと思います。それでは、お入りください。

【***入室】

議 長 おはようございます。ご足労いただきありがとうございます。まず面談をさせていただく前に自己紹介をお願いいたします。

*** ***と申します。今後とも農業のことで分からないことも多々あるかと思いますが、頑張っってやっていきますので宜しくお願い致します。

議 長 ご意見ご質問はございませんか。

農業委員8番西川委員 農業はこれから色々和苦しい面もあるかと思いますが、どういうものを作っって、どういう風に販売されるか教えて下さい。

*** きゅうり、なすび、万願寺を頑張っって覚えて生産の方をやっていきたいと思っています。

農業委員8番西川委員 農業をするにあたっって、指導協力してくれる方はいらっしますか。よければ名前を教えてもらえますか。

*** はい、***という方によく相談しています。

議 長 ほかにほございませんか。

【発言なし】

議 長 ***はこれから農業をやっていただくということで頑張っていただきたいと思っています。また、地域の方と仲良くして農業をしていただけたらと思います。本日はありがとうございます。

*** ありがとうございます。よろしくお願ひします。失礼します。

【***退室】

議 長 ありがとうございます。受付番号1番の案件について、何か質問はございますか。

農業委員8番西川委員 3条の下限面積が撤廃されたことが気になります。

議 長 撤廃されたことは誰もが不安に思っっていると思います。新規の方には厳しい要求をやっていくという意識の前提で、周りも見守る必要があると思います。

農業委員8番西川委員 これから簡単に購入できるということが問題につながりませんか。

議 長 そこは我々も国の方も注視してやっていかなないといけなないと思いますので、みなさんよろしくお願ひします。

推進委員2番吉岡委員 住所の***と生田はどれほど離れていますか。どのようにしてそこへ行かれますか。今後どうされますか。

事務局 住んでるところから車で10分です。5kmほど離れています。本人はトラクター1台所有して露地野菜を作る予定です。現在も同じところで耕作をされていましたが、正式にこの土地を購入したいということです。

議 長 他に何か質問はありませんか。

【発言なし】

議 長 それでは、議案第21号、受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号2番と受付番号3番について農業委員7番堀田委員からご報告をお願いします。

農業委員7番堀田委員 案件2番と3番をまとめて報告します。***と***は***で中和幹線沿いの田んぼがほとんどなくなっっていて、***は高齢で地域の草刈りなどの行事に出てくるのがしんどくなっってきたことから、***がまとめて購入したということです。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第21号、受付番号2番と受付番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号4番と受付番号5番について農業委員11番澤委員からご報告をお願いします。

農業委員11番澤委員 4番について、***は***の***になります。***は高齢で施設にお世話になっていて、農業をできる状態ではないようです。***に田んぼを任すということで、***が仕事を辞められることもあって、***がこの筈中***と***を管理されます。

5番は***と***の件です。二人の話で***が以前から耕作されていたようです。***は2反持っていなかったのですが、今年の4月から改正されたことで農地を所有することになったようです。新設農家に近いですが、事務局と***と私で面談をしました。それから今回新たに、遊休農地になっていて2、3年は米を植えていなかったところも草刈りをして、ここも作っていくとのことでした。

議長 ありがとうございます。受付番号4番と受付番号5番の案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議長 それでは、議案第21号、受付番号4番と受付番号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第22号「農地法第4条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第22号を議案書をもとに朗読】

農地法第4条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

議長 それでは、巡回していただきました、農業委員7番堀田委員からご報告をお願いします。

農業委員7番堀田委員 報告致します。***の***の土地です。地図ページ10になります。

三輪の鳥居を通りJRの踏切を越えてすぐを左に曲がって道なりに進み、***ほど進んで***に曲がったところです。農業用倉庫を建てようとする土地は綺麗になっていました。南側が自宅なので問題ないかと思いました。

続いて地図ページ11です。初瀬方面に向かって進むと***があり、その横を南に入って少し行った所になります。太陽光発電が横にありました。太陽光をする際に発覚したと思いました。地上げもされていて青空資材置場にすぐできる状態でした。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1番の案件について推進委員8番辻谷委員からご報告をお願いします。

推進委員8番辻谷委員 報告致します。***の案件です。地図ページ10です。案件の南側が***の自宅です。自宅の裏に農業用倉庫を建てるとということです。茅原領については、建築にかかる進入路として3m幅でとっているという扱いです。以上です。宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

【異議なし】

議長 それでは、議案第22号、受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に受付番号2番の案件について農業委員6番箕輪委員からご報告をお願いします。

農業委員6番箕輪委員 当該農地は***の所有ですが、経営されている***の***とひと続きになっていて、長い間資材置場で利用されていました。堀田委員の報告にありましたように隣接の***が太陽光パネル設置のための5条申請が過去にありまして、その現地調査の際、当該土地が転用許可を受けずに資材置場として利用しているとの指摘がありましたので、後追いという形になります。4条申請をされたものです。

議長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

【異議なし】

議長 それでは、議案第22号、受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第23号について説明】

議長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

【異議なし】

議長 それでは、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

事務局
議長

以上で、本日の報告事項ならびに議案の審議はすべて終了いたしました。
事務局より事務連絡をお願いします。

【事務連絡】

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、桜井市農業委員会第7回
定例総会を閉会いたします。

農業委員会等に関する法律第33条及び桜井市農業委員会総会会議規則第18条
の規定により、令和5年第7回総会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 番

議席番号 番

議席番号 番
